

## 豊川市業務委託最低制限価格実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊川市が発注する業務委託における最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象とする業務委託は、競争入札に付す業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が50万円を超える庁舎その他施設の建物清掃業務、除草及び草刈業務、樹木管理業務、庁舎その他施設の受付、案内等業務及び給食調理等業務
- (2) 予定価格が50万円を超える測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に110分の100を乗じて得た額(入札比較価格)に10分の7を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 この要領を適用するときは、入札公告又は指名通知に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格の公表については、当該入札の開札後速やかに行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行し、この要領の施行日以後に入札公告又は指名通知を行う平成30年4月1日以後に業務を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月11日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同年10月1日以降に契約する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。